

～自主的な環境保全活動を行うことに対し、補助金を交付します。～

(美祢市快適環境づくり推進協議会美祢支部 地域環境保全活動推進事業)

美祢市快適環境づくり推進協議会美祢支部では、美祢支部内の地域団体が、道路、河川、公園等において、自主的な環境保全活動を行うことに対し、補助金を交付します。

○募集期間

令和8年4月1日(水)から令和8年4月30日(木)まで

○対象となる地域団体

美祢支部内において、自主的な環境保全活動を行う次に掲げる団体とします。

- ①行政区等を単位とする組織
- ②広範囲にわたる行政区等により組織され、支部長が適当と認める団体

○対象となる環境保全活動

地域団体が年3回以上行う次に掲げる活動であって、1回の活動面積がおおむね800㎡以上の活動をいいます。ただし、美祢市さわやかロード美化活動事業等の他の補助事業の対象となる活動は除きます。

- ①道路側溝の清掃
- ②道路又は河川における草刈り、除草
- ③地域の公園や道路に面した花壇等、公共性の高い場所での花の植栽
- ④その他支部長が認める環境保全活動

○対象となる経費

- ①軍手、花の苗や種等、活動に必要な消耗品費
- ②草刈機やトラック等に使用する燃料費
- ③ジュース等の食糧費。ただし、酒類、茶菓子、弁当代等は除きます。
- ④活動時の傷害保険料
- ⑤草刈機やトラック等の借上料
- ⑥花の植栽に必要な肥料等の原材料費
- ⑦上記に掲げるもののほか、支部長が特に必要と認めるもの

※補助金申請に係る用紙代、インク代、写真現像代等の事務費は対象外となります。

※備品の購入は原則として対象外ですが、鎌やほうき等、合計で1万円未満のものは

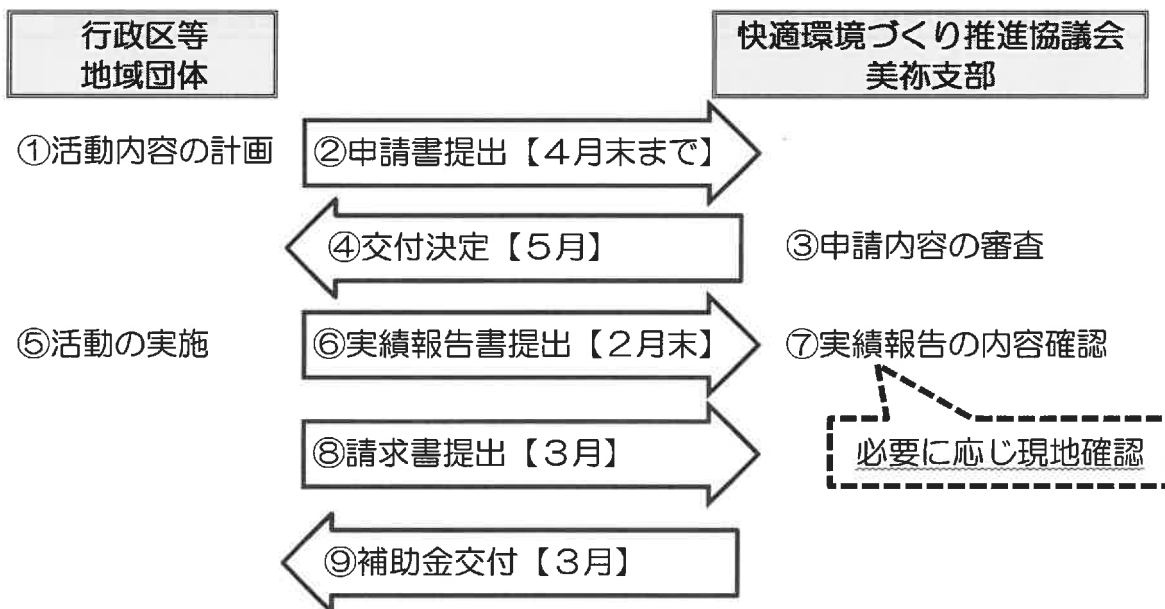
⑦支部長が特に必要と認めるものの対象とします。

○補助金の額

行政区等においては5万円、広範囲にわたる団体においては10万円又は現に要した補助対象経費のいずれか低い額とします。

なお、1団体につき1年度1回限りとし、毎年度予算の範囲内で交付します。

○事務手続きの流れ



○申請方法

地域団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、美祢市快適環境づくり推進協議会美祢支部（美祢市生活環境課内）に備付の補助金交付申請書に必要書類を添付し、下記の応募先に提出してください。

○提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 活動計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 活動区域の略図
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、支部長が必要と認める書類

○応募先（問い合わせ先）

〒759-2212 美祢市大嶺町東分315-11

美祢市快適環境づくり推進協議会美祢支部（美祢市生活環境課内）

TEL 0837-53-1090

FAX 0837-53-1099